

議 長 日程第7「議案第30号令和3年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第30号令和3年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）。令和3年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ228万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,452万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月2日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは説明させていただきます。今回の補正は診療時に実施する一般病理検査委託料とそれに伴う診療報酬の増額、レセプトシステムの入替えに伴う電子カルテ分の追加でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明いたします。款1診療収入、項1外来収入、目4後期高齢者診療報酬収入でございます。後ほど歳出で説明いたします一般病理検査委託料と同額の228万円を後期高齢者診療報酬収入として増額いたします。

次のページをお開きください。歳出について説明いたします。款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費につきましては、当初予算に計上いたしました備品購入費のレセプトシステムに電子カルテ分104万5,000円と保守委託料の追加分5万円を増額するものでございます。国保診療所では週1回、足柄上病院の医師に交代で診察していただいております、以前より電子カルテは導入しないのですかとお声を頂いておりましたが、令和2年度までは前任の山田先生が紙のカルテを使用しておりましたが、令和3年4月に就任いたしました永井先生

からも、電子カルテのほうがいいですよとのお話を頂いたもので、今回レセプトシステムの入替えに併せて、電子カルテもセットで導入するものでございます。

款2医業費、項1医業費、目4病理検査費につきましては、診察時に実施する血液検査などの一般病理検査委託料を228万円増額するものでございます。

款4、項1、目1予備費につきましては、歳入歳出の差額を計上させていただいております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点だけお願いします。歳出のですね、病理検査費で228万円ということで、これは新しいドクターが来られたので、今までの患者さんに対する病理検査等が増えたというふうに理解をしますけれども、歳入がですね、これ後期高齢者診療報酬というふうになってます。この病理検査は後期高齢者の分のみにですね、この検査をしたということで、それに対する歳入が目の後期高齢者診療報酬収入というところで計上をされているんだというふうに理解すればよろしいんでしょうか。

町 民 課 長 今回永井先生に替わりまして、初めて診る方については検査を実施したいということで、今回その分を増額させていただいたんですけども、診療報酬として入ってくる場所につきましてはですね、患者さんで一番多いのが後期高齢者ということで、便宜上ここへ一括して入れさせていただきました。決算のときにはちゃんと社会保険の方、国保の方、後期高齢者の方と3段階に分かれますので、よろしくお願ひいたします。

6 番 井 上 了解しました。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

質疑ないようですので、質疑なしと認め、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません

か。

(「異議なし」の声多数)

討論を省略し、採決を行います。議案第30号令和3年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。